

# 奈良県公報

## 目次

ページ

○奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（行政経営課）	三
○右 同	三
○奈良県税条例等の一部を改正する条例（税務課）	四
○奈良県心身障害者福祉センター条例等の一部を改正する条例（医務課）	八

### 公布された条例のあらまし

#### ◇奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 条文の整備  
宅地造成等規制法施行規則の改正に伴い、同規則の条項を引用する条文の整備を行うこととした。
- 2 施行期日  
公布の日から施行することとした。

#### ◇奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 市町村への移譲事務の削除  
自然公園法施行令の改正に伴い、各市町村が処理することとする事務について削除することとした。
- 2 規定の整備

#### ◇奈良県税条例等の一部を改正する条例

- 1 奈良県税条例の一部改正
  - (1) 個人県民税関係  
総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、三十五万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円（現行三十五万円）を加算した金額）以下である者については、県民税の所得割を課さないものとする。とした。
  - (2) 法人事業関係
    - ア 保険業法に新たに規定された少額短期保険業者について、収入金額によって課税することとした。
    - イ 法人の事業税の資本割の課税標準である資本等の金額を資本金等の額に改めることとした。
  - (3) 不動産取得税関係
    - ア 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を一年（本則六月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成二十年三月三十一日まで二年延長することとした。
    - イ 新築特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成二十年三月三十一日まで二年延長することとした。
    - ウ 税率（本則四％）を三％としている特例措置について、次のとおりとする。
      - (ア) 住宅及び土地に係る特例措置の適用期限を平成二十一年三月三十一日まで延長することとした。
- 3 施行期日等
  - (1) 平成十八年四月一日から施行することとした。
  - (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の改正に伴い、同法の条項を引用する規定の整備を行うこととした。

(イ) 住宅以外の家屋に係る特例措置を廃止することとした。ただし、平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの二年間に限り、税率を三・五%とする経過措置を講ずることとした。

エ 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の二分の一とする特例措置について、その適用期限を平成二十一年三月三十一日まで延長し、これに関連する所要の措置を講ずることとした。

オ 農地保有合理化法人が担い手農業者確保事業により取得する農地等に係る納税義務の免除措置等について、納税義務の免除措置等の期間を五年延長する特例措置の適用期限を平成二十年三月三十一日まで二年延長することとした。

(4) 自動車税関係

ア 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化」）を、税収中立を前提に、軽減対象を重点化し、次のように講ずることとした。

(ア) 環境負荷の小さい自動車

平成十八年度及び平成十九年度に新車新規登録された次の自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずることとした。

- (i) 電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないものについて、税率の概ね百分の五十を軽減することとした。
- (ii) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないものについて、税率の概ね百分の二十五を軽減することとした。

(イ) 環境負荷の大きい自動車

新車新規登録から一定の年数を経過した次の自動車（電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車並びに一般乗用バス及び被けん引車を除く。）について、その経過する日の属する年度以後に税率の概ね百分の十を重課する特例措置を講ずることとした。

(i) ガソリン車又はLPG車で平成七年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過する日の属する年度

(ii) デイジーゼル車その他の(ア)に掲げる自動車以外の自動車で平成九年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過する日の属する年度

イ 道路運送車両法に規定する移転登録に伴い課税される自動車税の徴収方法について、証紙徴収から普通徴収に変更することとした。

(5) 自動車取得税関係

ア 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る課税標準の特例措置について、次のとおり軽減対象を重点化し、その適用期限を平成二十年三月三十一日まで延長することとした。

(ア) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないものについて、取得価額から三十万円を控除することとした。

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないものについて、取得価額から十五万円を控除することとした。

イ 車両総重量が三・五トンを超える自動車（デイジーゼル車に限る。）のうち、平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であるもの（以下「重量車基準適合車」という。）を取得した場合における税率

は、平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に取得される自動車にあっては、現行税率から百分の一（窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えない重量車基準適合車にあっては、百分の二）を控除した率とすることとした。

ウ 平成十七年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率の特例措置を廃止することとした。

(6) その他

所要の規定の整備を行うこととした。

2 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正

1の(3)のウの改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

3 関西化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一課税に関する条例の一部改正

1の(3)のウの改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

4 奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例の一部改正

1の(3)のウの改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

5 施行期日等

1の(3)のウの改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

(1) 平成十八年四月一日から施行する。ただし、1の(6)の一部については会社法（平成十七年法律第八十六号）の施行の日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県心身障害者福祉センター条例等の一部を改正する条例

1 条文の整備

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法及び老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準が廃止され、診療報酬の算定方法が定められたこと等に伴い、次に掲げる条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

- (1) 奈良県心身障害者福祉センター条例
- (2) 奈良県総合リハビリテーションセンター条例

条 例

- (3) 奈良県保健環境研究センター手数料条例
  - (4) 奈良県保健所使用料、手数料及び治療料条例
  - (5) 奈良県病院事業の用に供する病院の使用料及び手数料条例
  - (6) 奈良県立医科大学附属病院使用料及び手数料条例
  - (7) 奈良県精神保健福祉センター条例
- 2 施行期日
- 平成十八年四月一日から施行することとした。

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県条例第五十八号

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

奈良県事務処理の特例に関する条例（平成十二年三月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の十六の項事務の欄3中「第六条」を「第二十五条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県条例第五十九号

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

奈良県事務処理の特例に関する条例（平成十二年三月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の十二の項を削り、十三の項を十二の項とし、十四の項から二十七の項まで

を十三の項から二十六の項までとし、同表の二十八の項事務の欄中、「衛生検査技師」を削り、同欄1中「第三条」を「第一条」に改め、同欄2中「第五条第二項」を「第三条第二項」に改め、同欄3中「第六条第一項」を「第四条第一項」に改め、同欄4中「第七条第二項」を「第五条第二項」に改め、同欄5中「第八条第二項」を「第六条第二項」に改め、同欄6中「第八条第五項」を「第六条第五項」に改め、同欄7中「第九条第一項」を「第七条第一項」に改め、同欄8中「第九条第二項」を「第七条第二項」に改める。

別表第二の二十八の項を二十七の項とし、二十九の項から三十六の項までを二十八の項から三十五の項までとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成十八年政令第七十号。以下「改正令」という。)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するとされる改正令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二十六号)第二条から第九条まで、第二十二條及び第二十四条の規定に基づくこの条例による改正前の奈良県事務処理の特例に関する条例別表第二の二十八の項に掲げる事務は、同項の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

奈良県条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県条例第六十号

奈良県条例等の一部を改正する条例

(奈良県条例の一部改正)

第一条 奈良県条例(昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十条の十第一項の表第一号中「資本等の金額(資本の金額又は出資金額と法人

税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」を「資本金等の額(法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額)に、「第六条の二十三」を「第六条の二十三の二」に、「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同表第二号から第四号中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第三十二条第一項第一号イ中「資本の金額若しくは出資金額」を「資本金の額若しくは出資金の額」に改め、同項第三号中「生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同条第三項中「定が」を「定めが」に、「本節中法人に関する」を「この節の」に改める。

第三十二条の四第一項第一号イ中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改め、同項第三号中「生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同条第二項中「資本等の金額」を「資本金等の額」に、「第三項」を「第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第三十二条の五第二項中「生命保険業又は損害保険業」を「又は保険業」に改める。

第三十三条第一項中「生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同項第一号イ中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改め、同条第三項中「生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同条第四項中「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同項第一号イ中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第五十八条の二第二項中「又は第十三条」及び「(法第百五十条第四項本文の規定が適用されるものを除く。)」を削り、同条第三項中「又は第十三条」を削る。

第五十八条の三第一項中「又は第十三条」を削る。

第一百五條第一項、第二項及び第五項中「営業」を「事業」に改める。

附則第三条の二第一項及び第二項中「三十五万円」を「三十二万円」に改める。

附則第五条中「利益の配当(所得税法第九十二条第一項)を「剰余金の配当(所得税法第九十二条第一項に規定する剰余金の配当をいう。以下この条において同じ。)、利益の配当(同項)に改め、「剰余金の分配」の下に「(同項に規定する剰余金の分配をいう。以下この条において同じ。)」を加え、同条第一号中「利益の配当」を「

剰余金の配当、利益の配当」に改める。

附則第七条の三第一項及び第二項中「資本の金額若しくは出資金額」を「資本金の額若しくは出資金の額」に改める。

附則第七条の三の三中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

附則第七条の四の見出しを「(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)」に改め、同条第一項中「平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「不動産の」を「住宅又は土地の」に改め、同条第二項中「不動産」を「住宅又は土地」に改める。

附則第八条第二項中「第十八条第三号」を「第四十九条第一項第三号」に改め、同条第七項中「営業」を「事業」に改める。

附則第八条の二第一項中「平成十五年一月一日から平成十七年十二月三十一日まで」を「平成十八年一月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に改め、同条第三項中「平成十五年四月一日から平成十七年十二月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「これらの規定の」を「第三十七条の十六の三第一項及び前条第四項の」に、「次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるもの」を「これらの規定中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第八条の二第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第八条の二第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」に改め、同項の表を削る。

附則第八条の四中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

附則第九条第一項中「各年度分」を「年度分」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成七年三月三十一日までに初めて道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録(以下

この条において「新車新規登録」という。)を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過する日の属する年度

二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成九年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過する日の属する年度

附則第九条第三項の表以外の部分を次のように改める。

3 電気自動車等及びエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行令で定めるエネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が施行規則で定める許容限度(第五項、第七項及び第九項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。)の四分の一を超えないもので施行規則で定めるものに対する第五十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十九年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十年年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

附則第九条第五項中「低燃費車でエネルギー消費効率が優れたものとして施行令で定めるもの(第九項並びに附則第十条第五項及び第六項において「優良低燃費車」という。)のうち、」を「電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち」に、「窒素酸化物排出許容限度よりも厳しいものとして施行規則で定める許容限度(第九項並びに附則第十条第五項及び第六項において「低窒素酸化物排出許容限度」という。)」を「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」に、「自動車で」を「もので」に改め、「及び電気自動車等」を削り、同条第七項の表以外の部分を次のように改める。

- 7 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分

の一を超えないもので施行規則で定めるもの（第三項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第五十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十九年度分の自動車税に限り、当該自動車平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。

附則第九条第九項中「低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの」に、「優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもの」に改め、同条第十項を削り、同条第十一項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第十項とする。

附則第十条第二項中「電気を動力源とする自動車で施行規則で定めるものの取得、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものの取得又は専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車若しくはメタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で、施行規則で定めるもの」を「附則第九条第一項に規定する電気自動車等」に改め、同条第五項中「優良低燃費車のうち、」を「附則第九条第三項に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同項に規定する基準エネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上の自動車のうち」に、「低窒素酸化物排出許容限度」を「同項に規定する平成十七年窒素酸化物排出許容限度（次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）」に、「自動車」を「もので」に、「第三項」を「第二項又は第三項」に、「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」に改め、同条第六項中「優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車で施行規則で定めるもの及び低燃費車のうち

」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち」に、「低窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車」を「平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので」に、「第三項」を「第二項、第三項」に、「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」に、「二十万円」を「十五万円」に改め、同条第八項を次のように改める。

8 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超える自動車（軽油を内燃機関の燃料とするものに限る。）のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この項において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの（以下この項において「重量車基準適合車」という。）の取得（第二項、第三項、第五項又は第六項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第六十六条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一（窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えない重量車基準適合車で施行規則で定めるものにあつては、百分の二）を控除した率とする。

**第二条** 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（昭和六十一年十二月奈良県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「家屋及びその敷地である土地」を「家屋の敷地である土地」に改める。

（関西文化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一課税に関する条例の一部改正）

**第三条** 関西文化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一課税に関する条例（昭和六十三年七月奈良県条例第六号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「家屋及びその敷地である土地」を「家屋の敷地である土地」に改める。

(奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例の一部改正)

**第四条** 奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例（平成十七年十二月奈良県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一条を加える。

（不動産取得税の税率の特例）

**第二条** 平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に第二条第三項及び第五項に規定する家屋の取得が行われた場合における同項の規定の適用については、同項中「県税条例第三十七条の五」とあるのは「奈良県税条例等の一部を改正する条例（平成十八年三月奈良県条例第六十号）附則第四条第二項」と、「百分の三」とあるのは「百分の二・六二五」とする。

2 平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に第二条第三項及び第五項に規定する家屋の敷地である土地の取得が行われた場合における同項の規定の適用については、同項中「第三十七条の五」とあるのは「附則第七条の四第一項」と、「百分の三」とあるのは「百分の二・二五」とする。

3 平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に第二条第四項に規定する家屋の取得が行われた場合における同項の規定の適用については、同項中「百分の一」とあるのは「百分の〇・八七五」とする。

4 平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に第二条第四項に規定する家屋の敷地である土地の取得が行われた場合における同項の規定の適用については、同項中「百分の一」とあるのは「百分の〇・七五」とする。

附則

（施行期日）

**第一条** この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中奈良県税条例第百十五条並びに附則第五条及び第八条の改正規定は、会社法（平成十七年法律第八十六号）の施行の日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

**第二条** 第一条の規定による改正後の奈良県税条例（以下「新条例」という。）附則第三条の二の規定は、平成十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

**第三条** 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに施行日以後の解散（合併による解散を除く。以下この項において同じ。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに施行日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

2 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第二条に規定する特定保険業についての新条例第三十二条第一項の規定の適用については、当分の間、当該特定保険業は、同項第三号の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる事業とみなす。

（不動産取得税に関する経過措置）

**第四条** 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正前の奈良県税条例附則第七条の四の規定は、住宅以外の家屋の取得が施行日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」とあるのは「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」と、「百分の三」とあるのは、「百分の三・五」とする。

3 新条例附則第八条の二第一項及び第二項の規定は、平成十八年一月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第八条の二第三項の規定は、平成十八年一月一日以後の新条例第三十七条の十六の三第一項又は附則第八条第四項の規定に規定する不動産の取得又は土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の当該不動産の取得又は当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第五条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成十八年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十七年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第六条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第二条の規定による改正前の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例附則第三項の規定は、同条の規定による改正後の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例第三条に規定する家屋の取得が施行日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」とあるのは「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」と、「百分の〇・三」とあるのは「百分の〇・三五」とする。

(関西文化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一課税に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第八条 第三条の規定による改正前の関西文化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一課税に関する条例附則第三項の規定は、同条の規定による改正後の関西文化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一課税に関する条例第三条に規定する家屋の取得が施行日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」とあるのは「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」と、「百分の〇

・三」とあるのは「百分の〇・三五」とする。

奈良県心身障害者福祉センター条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県条例第六十一号

奈良県心身障害者福祉センター条例等の一部を改正する条例

(奈良県心身障害者福祉センター条例の一部改正)

第一条 奈良県心身障害者福祉センター条例(昭和五十四年三月奈良県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「平成六年厚生省告示第五十四号(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法)」を「平成十八年厚生労働省告示第九十二号(診療報酬の算定方法)」に改め、「(老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による医療の給付を受ける者にあつては、平成六年厚生省告示第七十二号(老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準)第一号及び第二号の規定により算定した額)」を削る。

別表中「平成六年厚生省告示第五十四号」を「平成十八年厚生労働省告示第九十二号」に改め、「(老人保健法の規定による医療の給付を受ける者にあつては、平成六年厚生省告示第七十二号第一号及び第二号の規定を準用して算定した額)」を削る。

(奈良県総合リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第二条 奈良県総合リハビリテーションセンター条例(昭和六十三年三月奈良県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「平成六年厚生省告示第五十四号(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法)」を「平成十八年厚生労働省告示第九十二号(診療報酬の算定方法)」に、「平成六年厚生省告示第二百三十七号(入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準)」を「平成十八年厚生労働省告示第九十九号(入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準)」に改め、「(老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による医療の給付を受ける者にあつては、平成六年厚生省告示第七十二号(老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準)第一号及び第二号並びに平成六年厚生省告示第二百五十三



号（老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の算定に関する基準）の規定により算定した額」を削り、「平成六年厚生省告示第五十四号」を「平成十八年厚生労働省告示第九十二号」に改める。

（奈良県保健環境研究センター手数料条例の一部改正）

**第三条** 奈良県保健環境研究センター手数料条例（昭和三十五年四月奈良県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表の五中「平成六年厚生省告示第五十四号（健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法）」を「平成十八年厚生労働省告示第九十二号（診療報酬の算定方法）」に改める。

（奈良県保健所使用料、手数料及び治療料条例の一部改正）

**第四条** 奈良県保健所使用料、手数料及び治療料条例（昭和二十六年六月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成六年厚生省告示第五十四号（健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法）」を「平成十八年厚生労働省告示第九十二号（診療報酬の算定方法）」に改め、「（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療の給付を受ける者にあつては、平成六年厚生省告示第七十二号（老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準）第一号及び第二号の規定により算定した額）」を削る。

別表中「平成六年厚生省告示第五十四号」を「平成十八年厚生労働省告示第九十二号」に改める。

（奈良県病院事業の用に供する病院の使用料及び手数料条例の一部改正）

**第五条** 奈良県病院事業の用に供する病院の使用料及び手数料条例（昭和四十七年三月奈良県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「平成六年厚生省告示第五十四号（健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法）」を「平成十八年厚生労働省告示第九十二号（診療報酬の算定方法）」に、「平成六年厚生省告示第二三十七号（入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準）」を「平成十八年厚生労働省告示第九十九号（入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準）」に改め、「（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療の給付を受ける者にあつては、平成六年厚生省告示第七十二号（老人保健法の規定による医療に要する費用

の額の算定に関する基準）第一号及び第二号並びに平成六年厚生省告示第二五十三号（老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の算定に関する基準）の規定により算定した額」を削り、「平成六年厚生省告示第五十四号」を「平成十八年厚生労働省告示第九十二号」に改める。

別表注中「平成六年厚生省告示第五十四号別表第一章初診料注8」を「平成十八年厚生労働省告示第九十二号別表第一章基本診療料第一部初・再診料第一節初診料注4」に改める。

（奈良県立医科大学附属病院使用料及び手数料条例の一部改正）

**第六条** 奈良県立医科大学附属病院使用料及び手数料条例（昭和二十七年四月奈良県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「平成六年厚生省告示第五十四号（健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法）」を「平成十八年厚生労働省告示第九十二号（診療報酬の算定方法）」に、「平成十五年厚生労働省告示第七十五号（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法）」を「平成十八年厚生労働省告示第九十二号（診療報酬の算定方法）」に、「平成六年厚生省告示第二三十七号（入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準）」を「平成十八年厚生労働省告示第九十九号（入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準）」に改め、「（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療の給付を受ける者にあつては、平成六年厚生省告示第七十二号（老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準）第一号及び第二号並びに平成十五年厚生労働省告示第七十五号並びに平成六年厚生省告示第二五十三号（老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準）の規定により算定した額）」を削り、「平成六年厚生省告示第五十四号」を「平成十八年厚生労働省告示第九十二号」に改める。

別表注中「平成六年厚生省告示第五十四号別表第一章初診料注8」を「平成十八年厚生労働省告示第九十二号別表第一章基本診療料第一部初・再診料第一節初診料注4」に改める。

（奈良県精神保健福祉センター条例の一部改正）

**第七条** 奈良県精神保健福祉センター条例（昭和六十三年七月奈良県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「平成六年厚生省告示第五十四号（健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法）」を「平成十八年厚生労働省告示第九十二号（診療報酬の算定方法）」に改め、「（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療の給付を受ける者にあつては、平成六年厚生省告示第七十二号（老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準）第一号及び第二号の規定により算定した額）」を削る。

附則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

【定価】 一か月 二千三百円 一部売り 一枚につき三十円（共に、送料別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二一三二一一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八  
電話 〇七四二一三五七七二二代

本誌は再生紙を使用しています。

